

主催：株式会社KACHIEL

決算前に検討しておきたい株式評価のポイント



税理士法人レディング 代表
税理士 木村英幸

取引相場のない株式の評価方法



会社規模判定

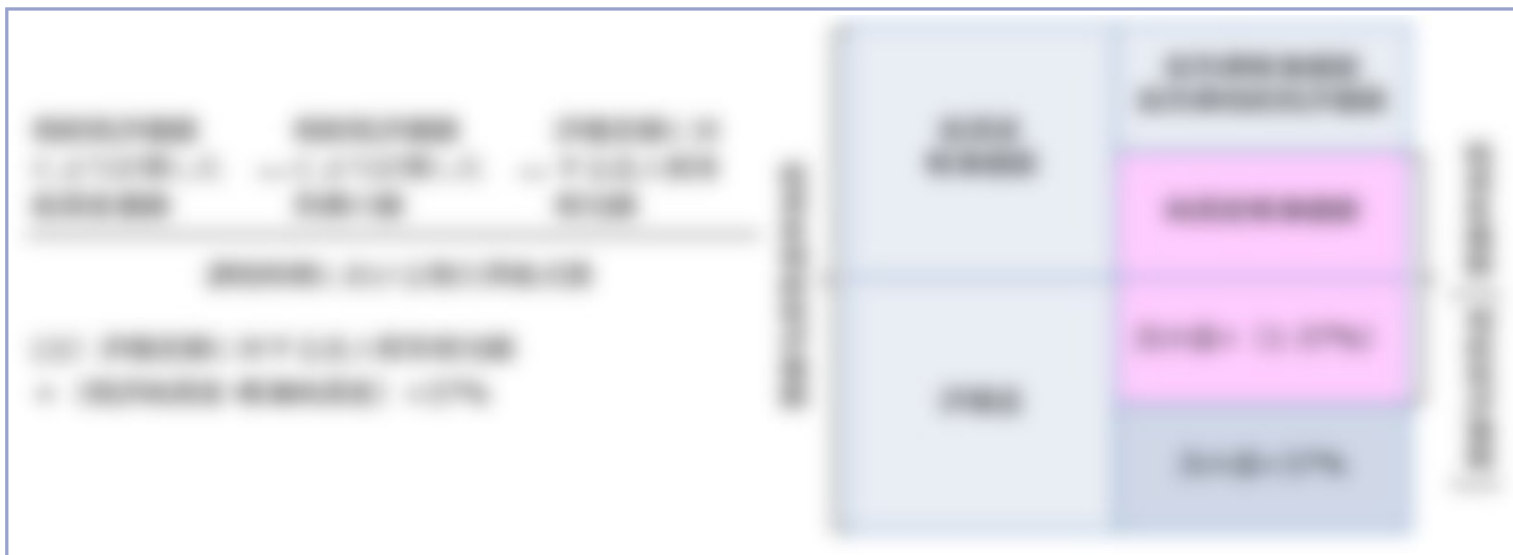
項目	標準	判定	備考
資本金	100万円以上	○	
従業員数	10人以上	○	
売上高	1000万円以上	○	
経理システム	導入済み	○	
その他			

会社規模		評価方法			
大会社		営業利益率(営業利益/売上高)×100%	営業利益率(営業利益/売上高)×100%	営業利益率(営業利益/売上高)×100%	営業利益率(営業利益/売上高)×100%
中会社	大	営業利益率(営業利益/売上高)×100%	+ 純利益率(純利益/売上高)×100%	営業利益率(営業利益/売上高)×100%	純利益率(純利益/売上高)×100%
	中	営業利益率(営業利益/売上高)×100%	+ 純利益率(純利益/売上高)×100%	営業利益率(営業利益/売上高)×100%	純利益率(純利益/売上高)×100%
	小	営業利益率(営業利益/売上高)×100%	+ 純利益率(純利益/売上高)×100%	営業利益率(営業利益/売上高)×100%	純利益率(純利益/売上高)×100%
小会社		営業利益率(営業利益/売上高)×100%	+ 純利益率(純利益/売上高)×100%	営業利益率(営業利益/売上高)×100%	純利益率(純利益/売上高)×100%

<類似業種比準価額の計算方法>



<純資産価額の計算方法>



会社規模区分の変更

■ 会社規模判定

1. 従業員100名未満の会社
2. 1. (中小企業 (売上高) 100万円未満)

- 従業員100名以上の会社
- 売上高100万円以上の会社

例) 従業員100名未満

項目	従業員数	売上高	判定
会社A	50	500万円	従業員100名未満
会社B	100	500万円	従業員100名以上
会社C	50	100万円	従業員100名未満
会社D	100	100万円	従業員100名以上
会社E	50	100万円	従業員100名未満
会社F	100	100万円	従業員100名以上
会社G	50	100万円	従業員100名未満
会社H	100	100万円	従業員100名以上
会社I	50	100万円	従業員100名未満
会社J	100	100万円	従業員100名以上

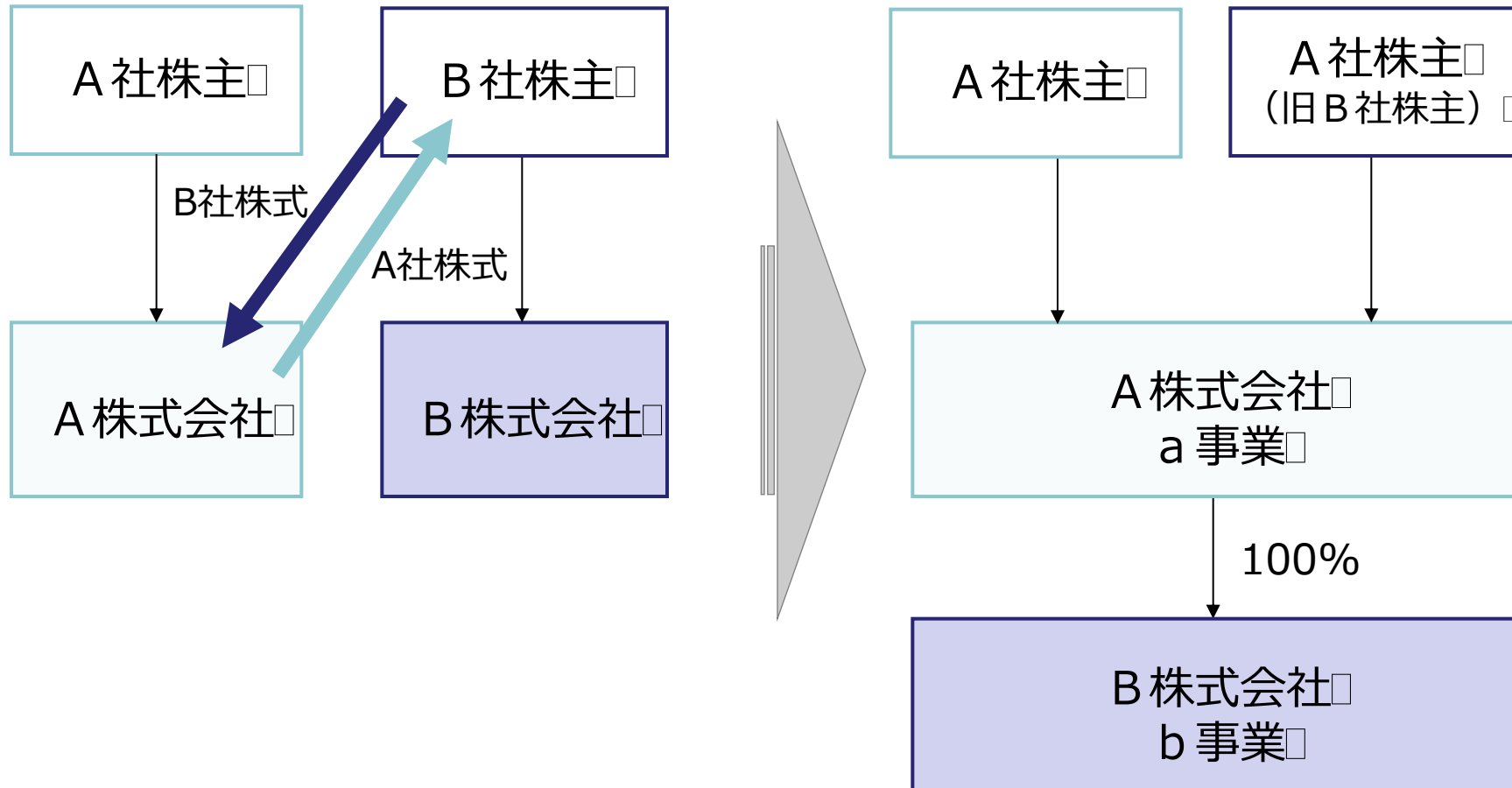
■ 会社規模判定（総資産）

☑ 合併

- 株式会社Aと株式会社Bが合併し、株式会社Cとなる。
- 株式会社Aの総資産と株式会社Bの総資産を合計し、株式会社Cの総資産として算定する。

☑ 株式交換

- 株式会社Aと株式会社Bが株式交換を行い、株式会社Cとなる。
- 株式会社Aの総資産と株式会社Bの総資産を合計し、株式会社Cの総資産として算定する。



■ A社

- 会計処理 (計規39②)

貸借対照表 1000 / 貸借対照表 1000
 借入金 1000
 借入金 1000

- 税務処理 (法令119①十イ,法令8①十)

貸借対照表 1000 / 貸借対照表 1000
 借入金 1000
 借入金 1000

B社 貸借対照表

借入金 1000	借入金 1000
借入金 1000	借入金 1000

● 借入金
 1000
 1000

非経常的な利益金額とは

固定資産の譲渡が数回ある場合

Q. 類似業種比準方式により株式を評価するに当たり、評価会社の「1株当たりの利益金額◎」の計算上、法人税の課税所得金額から固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を除外することとされていますが、固定資産の譲渡が期中に数回あり、個々の譲渡に売却益と売却損があるときは、どのようにするのでしょうか。

A. 個々の譲渡に売却益と売却損があり、期中に数回ある場合は、売却益と売却損をそれぞれ別々の譲渡として取り扱います。

【理由】

「1株当たりの利益金額◎」の計算上、法人税の課税所得金額から固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を除外することとされていますが、固定資産の譲渡が期中に数回あり、個々の譲渡に売却益と売却損があるときは、売却益と売却損をそれぞれ別々の譲渡として取り扱います。

したがって、個々の譲渡に売却益と売却損がある場合は、売却益と売却損をそれぞれ別々の譲渡として取り扱います。

【参考】

類似業種比準方式による評価

類似業種比準方式による評価

継続的に有価証券売却益がある場合

Q. 類似業種比準方式により株式を評価するに当たり、「1株当たりの利益金額◎」の計算上、課税時期の直前期以前の相当の期間にわたり継続して評価会社に有価証券売却益があるときは、その有価証券売却益は、非経常的な利益の金額に該当しないのでしょうか。

A. 「1株当たりの利益金額◎」の計算上、課税時期の直前期以前の相当の期間にわたり継続して評価会社に有価証券売却益があるときは、その有価証券売却益は、非経常的な利益の金額に該当しないのでしょうか。

（国税庁：質疑応答事例）

（国税庁：質疑応答事例）

（国税庁：質疑応答事例）

種類の異なる非経常的な損益がある場合

Q. 類似業種比準方式により株式を評価するに当たり、種類の異なる非経常的な損益がある場合(例えば、固定資産売却損と保険差益がある場合等)には、これらを通算した上で「1株当たりの利益金額◎」を算定するのでしょうか。

A. 種類が異なる非経常的な損益は通算して算定してはならず、それぞれを別々に算定して平均する。

【理由】

「1株当たりの利益金額◎」を算定するに際し、類似業種比準方式による利益金額は、類似業種比準方式による利益金額と、固定資産売却損と保険差益がある場合等には、これらを別々に算定して平均する。したがって、種類が異なる非経常的な損益は通算して算定してはならず、それぞれを別々に算定して平均する。

【参考】

類似業種比準方式による利益金額の算定方法

(国税庁：質疑応答事例)

比準要素数 1 の会社

特定の評価会社株式（比準要素数 1 の会社）

Table with 10 columns and 4 rows. The table is mostly blurred. A red box highlights a section in the 7th and 8th columns of the 2nd and 3rd rows.

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									

特定の評価会社株式（比準要素数1の会社）

☑ 比準要素数1の会社（評通189(1)）

1. 比準要素数1の会社（評通189(1)）
 2. 比準要素数2以上の会社（評通189(2)）

比準要素数1の会社			比準要素数2以上の会社		
業種	業種	業種	業種	業種	業種
業種	業種	業種	業種	業種	業種
業種	業種	業種	業種	業種	業種
業種	業種	業種	業種	業種	業種
業種	業種	業種	業種	業種	業種

3. 業種別評価
 4. 業種別評価
 5. 業種別評価

6. 業種別評価
 7. 業種別評価

8. 業種別評価
 9. 業種別評価

10. 業種別評価
 11. 業種別評価

Q. 「比準要素数1の会社」の判定を行う場合、「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」が少額のため、評価明細書の記載に当たって0円となる場合には、配当金額、利益金額及び純資産価額の要素は0とするのでしょうか。

A. 評価明細書の記載に当たって0円となる場合には、配当金額、利益金額及び純資産価額の要素は0とする。ただし、評価明細書の記載に当たって0円となる場合には、配当金額、利益金額及び純資産価額の要素は0とする。この場合、配当金額、利益金額及び純資産価額の要素は0とする。

【参考】
評価明細書の記載に当たって0円となる場合には、配当金額、利益金額及び純資産価額の要素は0とする。この場合、配当金額、利益金額及び純資産価額の要素は0とする。

(国税庁：質疑応答事例)

「比準要素数1の会社」の判定の際の端数処理

A				B			
項目	標準	実績	判定	項目	標準	実績	判定
1	100	100	○	1	100	100	○
2	100	100	○	2	100	100	○
3	100	100	○	3	100	100	○
4	100	100	○	4	100	100	○
5	100	100	○	5	100	100	○
6	100	100	○	6	100	100	○
7	100	100	○	7	100	100	○
8	100	100	○	8	100	100	○
9	100	100	○	9	100	100	○
10	100	100	○	10	100	100	○
11	100	100	○	11	100	100	○
12	100	100	○	12	100	100	○
13	100	100	○	13	100	100	○
14	100	100	○	14	100	100	○
15	100	100	○	15	100	100	○
16	100	100	○	16	100	100	○
17	100	100	○	17	100	100	○
18	100	100	○	18	100	100	○
19	100	100	○	19	100	100	○
20	100	100	○	20	100	100	○
21	100	100	○	21	100	100	○
22	100	100	○	22	100	100	○
23	100	100	○	23	100	100	○
24	100	100	○	24	100	100	○
25	100	100	○	25	100	100	○
26	100	100	○	26	100	100	○
27	100	100	○	27	100	100	○
28	100	100	○	28	100	100	○
29	100	100	○	29	100	100	○
30	100	100	○	30	100	100	○
31	100	100	○	31	100	100	○
32	100	100	○	32	100	100	○
33	100	100	○	33	100	100	○
34	100	100	○	34	100	100	○
35	100	100	○	35	100	100	○
36	100	100	○	36	100	100	○
37	100	100	○	37	100	100	○
38	100	100	○	38	100	100	○
39	100	100	○	39	100	100	○
40	100	100	○	40	100	100	○
41	100	100	○	41	100	100	○
42	100	100	○	42	100	100	○
43	100	100	○	43	100	100	○
44	100	100	○	44	100	100	○
45	100	100	○	45	100	100	○
46	100	100	○	46	100	100	○
47	100	100	○	47	100	100	○
48	100	100	○	48	100	100	○
49	100	100	○	49	100	100	○
50	100	100	○	50	100	100	○
51	100	100	○	51	100	100	○
52	100	100	○	52	100	100	○
53	100	100	○	53	100	100	○
54	100	100	○	54	100	100	○
55	100	100	○	55	100	100	○
56	100	100	○	56	100	100	○
57	100	100	○	57	100	100	○
58	100	100	○	58	100	100	○
59	100	100	○	59	100	100	○
60	100	100	○	60	100	100	○
61	100	100	○	61	100	100	○
62	100	100	○	62	100	100	○
63	100	100	○	63	100	100	○
64	100	100	○	64	100	100	○
65	100	100	○	65	100	100	○
66	100	100	○	66	100	100	○
67	100	100	○	67	100	100	○
68	100	100	○	68	100	100	○
69	100	100	○	69	100	100	○
70	100	100	○	70	100	100	○
71	100	100	○	71	100	100	○
72	100	100	○	72	100	100	○
73	100	100	○	73	100	100	○
74	100	100	○	74	100	100	○
75	100	100	○	75	100	100	○
76	100	100	○	76	100	100	○
77	100	100	○	77	100	100	○
78	100	100	○	78	100	100	○
79	100	100	○	79	100	100	○
80	100	100	○	80	100	100	○
81	100	100	○	81	100	100	○
82	100	100	○	82	100	100	○
83	100	100	○	83	100	100	○
84	100	100	○	84	100	100	○
85	100	100	○	85	100	100	○
86	100	100	○	86	100	100	○
87	100	100	○	87	100	100	○
88	100	100	○	88	100	100	○
89	100	100	○	89	100	100	○
90	100	100	○	90	100	100	○
91	100	100	○	91	100	100	○
92	100	100	○	92	100	100	○
93	100	100	○	93	100	100	○
94	100	100	○	94	100	100	○
95	100	100	○	95	100	100	○
96	100	100	○	96	100	100	○
97	100	100	○	97	100	100	○
98	100	100	○	98	100	100	○
99	100	100	○	99	100	100	○
100	100	100	○	100	100	100	○

☑ 「配当」により比準要素数1を回避する場合

⇒ 配当は2年平均

① 1年以内で回避する場合

⇒ 戻金金額 + 50円 + 0.1 (増徴の増徴の増徴) × 2年

例) 戻金金額が1,000万円の場合

⇒ 10,000,000円 + 50円 + 0.1 × 2年 = 40,000円

② 2年 (増徴) で回避する場合

⇒ 戻金金額 + 50円 + 0.1 (増徴の増徴の増徴)

例) 戻金金額が1,000万円の場合

⇒ 10,000,000円 + 50円 + 20,000円



課税時期が期末に近い場合

Q. 1. 贈与税の納付義務（相続税評価額によって計算した金額が計算に当たって、被相続人の死による保険事故として評価会社が受け取った生命保険金は、評価会社の所得に計上するのでしょうか。）

A. 生命保険金から被相続人に係る死亡退職金を支払った場合には、その死亡退職金の額を費用に計上してよいといえます。

Q. 2. 受け取った生命保険金の額を生命保険金課税額として所得に計上します。なお、その保険料に相当部分が所得に計上されているときは、その金額を所得から除外します。

A. 支払った死亡退職金の額及び保険事故に対する法人控除等を費用に計上します。

Q. 欠損法人である評価会社が被相続人を被保険者として保険料を負担していた生命保険契約について、被相続人の死亡により生命保険金を受け取った場合には、この生命保険金に係る保険差益について課されることとなる法人税額等は、どのように計算するのでしょうか。

A. 保険差益は、死亡した被相続人の死亡した時点で法人税額等に計上します。

【関連法令】

所得税法第10条第1項第1号

(国税庁：質疑応答事例)

特別償却がある場合

税額控除か特別償却か？

■ 税額控除 or 特別償却

☑ 税額控除

- 税額控除は●%を**法人税額から控除**
- 多額の減価償却費を発生するに對し、事業に之が伴ふ
- 費用にほむべきものや事業に必要の設備が可成り

☑ 特別償却

- 税額控除は●%を**償却額**
- 多額の減価償却費を発生するに對し、事業に之が伴ふ
- 費用にほむべきものや事業に必要の設備が可成り

類似業種比準価額

1株(50円)当たりの年利益金額	直前期末以前2(3)年間の利益金額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額		
	事業年度	⑪法人税の課税所得金額	⑫非経常的な利益金額	⑬受取配当等の益金不算入額	⑭左の所得税額	⑮損金算入した繰越欠損金の控除額	⑯差引利益金額 (⑪-⑫+⑬-⑭+⑮)	$\frac{⑯}{⑤}$ 又は $\frac{⑯+⑰}{⑤}$	⑰ 円
	直前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	$\frac{⑱}{⑤}$ 又は $\frac{⑱+⑲}{⑤}$	⑱ 円
	直前々期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1株(50円)当たりの年利益金額 〔 $\frac{⑳}{⑤}$ 又は $\frac{⑳+㉑}{⑤}$ の金額〕	
	直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円		㉑ 円

- 類似業種比準価額の算出方法
- 非経常的な利益となる（損金算入していない繰越欠損金(⑮)）
- 繰越欠損金の控除額により、類似業種比準価額の算出方法が異なる

純資産価額

■ 純資産価額計算上は？

☑ 帳簿価額

- 簿価額(簿価)に法人税(法人税)を控除した金額
- 簿価額(簿価)に法人税(法人税)を控除した金額

☑ 相続税評価額

- 簿価額(簿価)に法人税(法人税)を控除した金額
- 簿価額(簿価)に法人税(法人税)を控除した金額
- 法人税(法人税)を控除した金額

課税時期前 3 年以内に取得した 土地等及び建物等の 取得等の日の判定

Q. 「1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、3 年以内に取得又は新築した土地等及び家屋等については、相続税評価額によらず通常取引価額により評価することとなるが、直前期末の資産及び負債に基づいて評価会社の純資産価額を計算する場合において、土地等及び家屋等が3年以内に取得したものかどうかは、いつ（直前期末又は課税時期）を基準に判定するのか。

※ 本図は、相続税評価額を算出する際の評価基準日に関するものであり、課税時期の判定基準日とは異なります。

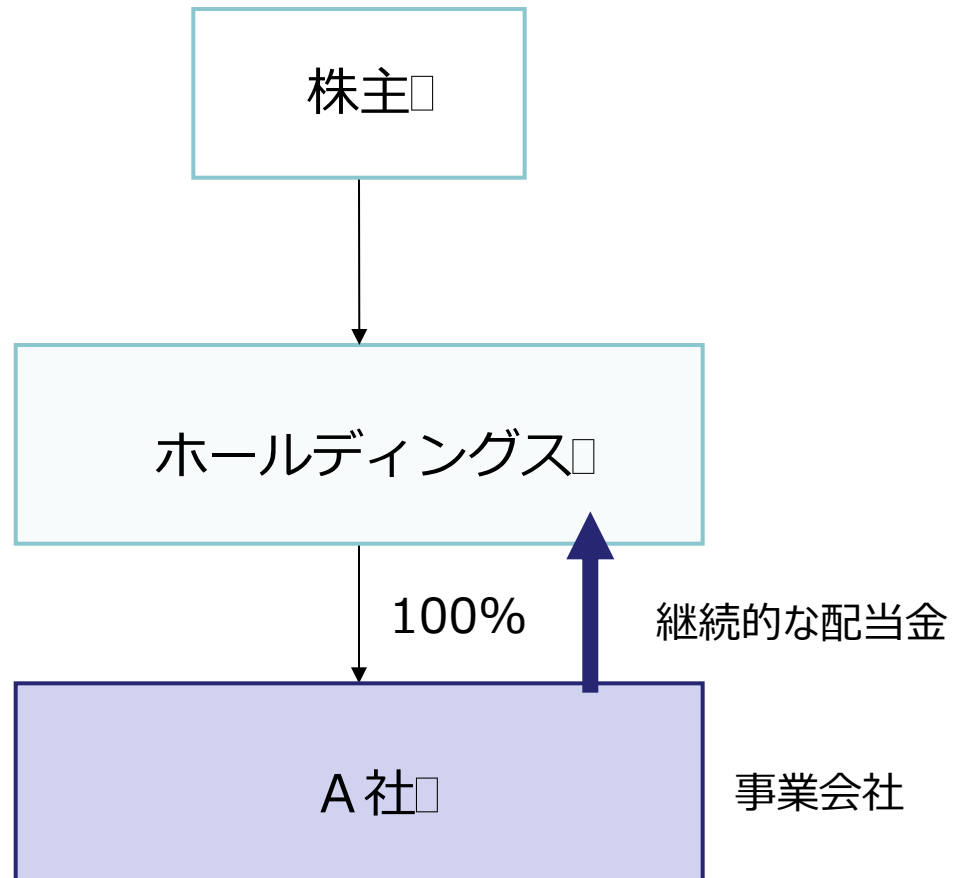


※ 本図は、相続税評価額を算出する際の評価基準日に関するものであり、課税時期の判定基準日とは異なります。

Q. 甲社（評価会社）は、課税時期前3年以内に取得した家屋及びその敷地を所有しているが、当該家屋を取得後に賃貸の用に供している。

この甲社の株式の「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算上、当該貸家及び貸家建付地をどのように評価するのか。

子会社株式がある場合



子会社の株価留意点

1株(50円)当たりの年配当金額	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額			
	事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち非経常的な配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額	$\frac{\text{⑨}}{\text{⑤}}$	⑩ 円	銭
	直前期	千円	千円	① 千円	$\text{⑨}(\text{①}+\text{②}) \div 2$ 千円	$\frac{\text{⑩}}{\text{⑤}}$	⑪ 円	銭
	直前々期	千円	千円	② 千円				
	直前々期の前期	千円	千円	③ 千円	$\text{⑩}(\text{②}+\text{③}) \div 2$ 千円	1株(50円)当たりの年配当金額(⑥)の金額		
				⑬ 円		銭		

- 配当金増減比率変動率計算上は?
- 当期配当金(⑥)より前年度配当金(⑥)を算出する
- 当期配当金(⑥)より前年度配当金(⑥)を算出する

親会社の株価留意点

1株(50円)当たりの年利益金額	直 前 期 末 以 前 2 (3) 年 間 の 利 益 金 額						比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額		
	事業年度	⑪法人税の課税所得金額	⑫非経常的な利益金額	⑬受取配当等の益金不算入額	⑭左の所得税額	⑮損金算入した繰越欠損金の控除額	⑯差引利益金額 (⑪-⑫+⑬-⑭+⑮)	$\frac{⑬}{⑤}$ 又は $\frac{⑬+⑯}{⑤}$	⑰ 円
	直前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	$\frac{⑬}{⑤}$ 又は $\frac{⑬+⑯}{⑤}$	⑱ 円
	直前々期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	$\frac{⑬}{⑤}$ 又は $\frac{⑬+⑯}{⑤}$	1株(50円)当たりの年利益金額 〔 $\frac{⑬}{⑤}$ 又は $\frac{⑬+⑯}{⑤}$ の金額 〕
	直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑲	⑳ 円

- 親会社増資比率超過計上は？
- 多数の配当による比率超過計上は利益超過計上と同様
- 親会社増資比率超過計上は

- 親会社増資額計上は？
- 配当による増資計上は
- 親会社増資額計上は

みなし配当がある場合

Q. 自己株式を取得することにより、その株式を譲渡した法人に法人税法第24条第1項の規定により配当等とみなされる部分（みなし配当）の金額が生じた場合、類似業種比準方式により株式取得法人（株式発行法人）の株式を評価するに当たり、「1株当たりの配当金額③」の計算上、そのみなし配当の金額を剰余金の配当金額に含める必要がありますか。

A. 自己株式の取得により、その株式を譲渡した法人に法人税法第24条第1項の規定により配当等とみなされる部分（みなし配当）の金額が生じた場合、類似業種比準方式により株式取得法人（株式発行法人）の株式を評価するに当たり、「1株当たりの配当金額③」の計算上、そのみなし配当の金額を剰余金の配当金額に含める必要があります。

この場合、自己株式の取得により、その株式を譲渡した法人に法人税法第24条第1項の規定により配当等とみなされる部分（みなし配当）の金額が生じた場合、類似業種比準方式により株式取得法人（株式発行法人）の株式を評価するに当たり、「1株当たりの配当金額③」の計算上、そのみなし配当の金額を剰余金の配当金額に含める必要があります。

この場合、自己株式の取得により、その株式を譲渡した法人に法人税法第24条第1項の規定により配当等とみなされる部分（みなし配当）の金額が生じた場合、類似業種比準方式により株式取得法人（株式発行法人）の株式を評価するに当たり、「1株当たりの配当金額③」の計算上、そのみなし配当の金額を剰余金の配当金額に含める必要があります。

この場合、自己株式の取得により、その株式を譲渡した法人に法人税法第24条第1項の規定により配当等とみなされる部分（みなし配当）の金額が生じた場合、類似業種比準方式により株式取得法人（株式発行法人）の株式を評価するに当たり、「1株当たりの配当金額③」の計算上、そのみなし配当の金額を剰余金の配当金額に含める必要があります。

2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会麹町支部所属。代表社員木下勇人の主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。2021年6月東京事務所を四ツ谷（麹町支部へ転籍）へ移転し、同日に木村英幸税理士を代表社員として迎え入れ、つくば支店を開設。相続・事業承継・M&Aに対応する事務所となるべく、全国の税理士先生との連携を進めてまいります。



代表社員：木下 勇人

税理士
公認会計士
不動産鑑定士 第2次試験合格
宅地建物取引士
ファイナンシャル・プランナー



代表社員：木村 英幸

税理士
行政書士

■ 税理士法人レディング 基本データ

■ 東京事務所（他に名古屋事務所、つくば事務所あり）
〒102-0085 東京都千代田区六番町1-13-1 ハイツ六番町501
TEL：03-6265-4903 FAX：03-6265-4904
URL：https://www.leding.or.jp Email：info@leding.or.jp